

9月1日は防災の日 「家族防災会議」を 開いてみませんか

地域や学校などで防災訓練に参加する機会があると思いますが、家族で防災について話し合ったことはありますか。

「家族がバラバラになってしまった時どうするのか？」
「もし子どもが一人の時に震災が起きたら？」など、
家族で話し合わなければならない大事なことはたくさんあります。今年の防災の日には、みなさんのご家庭で「家族防災会議」を開いてみませんか。



参考テーマ 「家族がバラバラになったら、どう連絡をとるか」

災害は、家族みんながそろっているときに起きるとは限りません。下記の例などを参考に、家族の状況に応じた連絡方法を決めて、お互いに確認しあいましょう。

●NTT災害用伝言ダイヤル「171」 使い方を確認しておこう

大災害発生時に運用が開始されるのが災害用伝言ダイヤル「171」。NTTにより運用され、電話回線の中でも優先的につながるので、いざという時の強い味方になります。

携帯電話用「災害伝言版」もありますが、会社によって使い方が違うため、あらかじめ確認しておきましょう。

毎月1日と15日(0時～24時)、防災週間(8月30日9時～9月5日17時)などに災害用伝言ダイヤル「171」の体験利用ができます。ぜひご家族で体験してください。



●緊急連絡先を決めておこう —三角連絡法—

災害発生時は、被災地域へは電話がかかりにくくなります。被災地と離れた地域へは比較的つながりやすくなりますので、遠くの親戚など被災地から離れた人を緊急連絡先として設定し、お互いに認識しておきましょう。



●ソーシャルネットワークサービス(SNS)の 活用を検討してみよう

電話が繋がらなかつたり、メール配信が遅延したりする場合、ツイッターやフェイスブックなど、インターネットを利用したソーシャルネットワークサービスも有効です。使いやすいサービスを選び、普段から家族のコミュニケーションをかねて活用してみるのもいいですね。



◆「非常持ち出し品の内容と保管場所」、「避難場所・避難方法の確認」、「家の危険個所のチェック」など、テーマを変えて定期的に家族防災会議を開催してみよう。

◆ 総務省消防庁が提供している「こどもぼうさいe-ランド」では、ゲームやクイズ形式で防災を学ぶことができます。家族防災会議にご活用ください。
<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

防災伝言板

「Jアラート」 全国一斉伝達試験を実施

「Jアラート」は、大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃に関する情報などを国が瞬時に伝達するための警報システムです。国から情報が発信された場合は、米原市の防災行政無線が自動的に起動して、市民のみなさんに情報を伝えるしくみになっています。

次のとおり「Jアラート」の伝達試験が全国一斉で行われます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

- 日時 9月12日(水)
10時頃と10時30分頃(2回)
- 内容 次のとおりチャイムと音声が流れます。



- *屋外スピーカーからは通常より大きな音量で、各家庭の戸別受信機からは、設定に関わらず最大音量で流れます。
- *気象状況などによって、中止する場合があります。

■市民部 防災危機管理局(近江庁舎)
☎ 52-6630 FAX 52-6930

米原市総合防災訓練を開催

地震災害を想定した総合防災訓練を実施します。

地域防災の重要性を共有し、災害時に自らがどのような行動をとれるかを考える機会として、ぜひご参加ください。



なお、市の職員は車以外の交通手段で市役所に参集する予定です。市民のみなさんも、道路の寸断や大規模な交通渋滞の発生を想定しながら、できるだけ車以外の交通手段でご参加ください。

- 日時 9月30日(日)8時～10時
- 会場 市役所近江庁舎
- 内容 ・職員と市民の車以外での参集訓練
・各防災関係機関等の連携による救出等訓練
・市民の避難訓練
・応急救護、避難所開設、ボランティアセンター開設訓練
・その他、防災に関する各種訓練や展示など

*気象状況によって訓練を中止する場合は、当日7時頃に防災行政無線でお知らせします。

■市民部 防災危機管理局(近江庁舎)
☎ 52-6630 FAX 52-6930

グラっとくる前に 家の点検と対策を！

—助成制度のご案内—



市民のみなさんの大切な生命や財産を守るため、市では住宅耐震について、次の3つの事業を行っています。まずはご自宅の安全性を確認することから防災に取り組んでみませんか。それぞれ要件がありますので、詳しくは担当まで、ご相談ください。

*申込多数の場合は平成25年度対応となる場合があります。

●木造住宅耐震診断員派遣事業

滋賀県が実施する講習を修了した耐震診断員による簡易耐震診断(2～3時間)を無料で受けることができます。

対象となる木造住宅(次の条件をすべて満たす住宅)

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ床面積の過半の部分が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下、延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- 枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)ではないもの

※申し込みは、11月末日までをお願いします。

●木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業

耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅を耐震改修される場合、改修に係る費用の一部を助成します。

●木造住宅の耐震シェルター等の普及事業

耐震診断による上部構造評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターや防災ベッドを設置される場合、設置に係る費用の一部を助成します。

■土木部 都市計画課 住宅対策室(近江庁舎)
☎ 52-6926 FAX 52-8790